

令和7年度 第3回静岡県環境審議会温泉部会

1 開催日時 令和8年1月22日(木) 午後1時25分から2時10分まで

2 開催場所 県庁本館4階議会第1委員会室(静岡市葵区追手町9-6)

3 出席者

(1) 委員 7人

伊丹委員(部会長)、木村委員、佐々木委員、杉山委員、
手塚委員、正木委員、益子委員

(2) 事務局 8人

米倉生活衛生局長、阿部衛生課長、丸尾衛生課技監
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、加藤主査、
熱海保健所担当者、御殿場保健所担当者

4 審議結果

温泉の掘削許可申請(第1号から第3号議案)及び動力装置許可申請(第4号から第6号議案)について、異議なく承認された。

5 会議録

【事務局（課長代理）】定刻よりも早いですが、委員の皆様がお揃いになりましたので、ただ今から令和7年度第3回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。

初めに本日の会議の出席状況につきまして御報告いたします。本日は委員10名のうちWeb参加の木村委員を含め7名の委員の皆様にご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

以降の議事進行につきましては、静岡県環境審議会温泉部会運営規定第4条第1項により、部会長に議長をお願いいたします。

なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規定第4条にございますとおり、温泉法第32条の規定に基づき、静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行います本会議は非公開となります。運営規定第6条に基づき作成した議事録につきましては、揚湯量、温度等を除き公開いたしますので御承知おき願います。

それでは伊丹議長、よろしく願いいたします。

【伊丹部会長】はい。皆様、改めましてこんにちは。委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、これより審議に入ります。本日の審議案件は、知事から意見を求められております第1号から第3号議案の温泉法に基づく土地の掘削許可申請が3件、第4号から第6号議案の動力装置許可申請が3件の合計6件でございます。審議はお手元の議案書の順に進めてまいります。

それではまず、第1号議案の土地の掘削許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（課長）】衛生課長の阿部でございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案の土地掘削から御説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。

申請者は、神奈川県足柄上郡開成町の株式会社ヨシムタでございます。

申請地は、御殿場市東山で一般地域でございます。場所は、議案書の7ページの方にお示してございますが、東名高速道路御殿場インターチェンジから東南東へ約526mのところでございます。掘削地は宅地でありまして、土地の所有者からは使用の承諾書を取得しております。

関係法令の制限につきましては、農地法、都市計画法、宅地造成及び盛土規制法につきまして、御殿場市と事前協議中であること、それから、掘削前には御殿場市温泉審議会条例に基づいた御殿場市の審査を受ける必要があることを確認しております。農業振興地域の整備に関する法律につきましては、令和7年8月26日付けで農用地から除外する手続きが完了しているということを確認してございます。

申請の目的でございます。新規の掘削を行い、申請者が計画している温浴施設へ供給するものでございます。

掘削の内容です。議案書の9ページを御覧ください。掘削の深度は1,000m。最終孔径は150Aとなります。

議案書の5ページにお戻りください。掘削地付近の状況でございますが、付近の状況欄、真ん中より少し下側ですが、付近の状況欄に記載のとおり、200m以内には源泉はございません。

御殿場市からの意見につきましては、御殿場市温泉審議会条例に基づいた審査を受ける必要があることを確認してございます。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。

事務局といたしましては、議案書の3ページの方に、「掘削・増掘許可の条

件」というものを記載してございますが、こちらの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えております。

説明の方は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【伊丹部会長】はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見を願います。Web 参加の委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

それでは、御意見等、いかがでしょうか。

【益子委員】はい。

【伊丹部会長】益子委員。

【益子委員】ここに、掘削前に御殿場市温泉審議会条例に基づいた審査が必要と記載されております。確か前にも、御殿場市の関係でこの文言を見たことがあります。例えばですけれども、議案の第3号ですと、組合意見という形で事前に意見書が出ておりますが、こちらの場合は、事前ではなく、事後に行われるように聞いており、本来は、順序が逆ではないかと思えます。要するに、本会があくまで許可・不許可を決するわけですので、御殿場市に温泉審議会があることは決して問題ないのですが、やはり、その中で事前に揉んでもらい、意見として、「同意する。」「同意しない。」というような内容になると思えます。同意する場合には、このような条件を付けて、あるいは、不同意の場合には、このような理由によりという形で上がってきて、それに対し、この部会の中でその内容について議論していくことになると思えます。場合によっては同意しないというケースでも、許可ということもあり得ますし、同意という中でも、不許可ということもあり得ますので、やはり、少し順序的な整理をしてもらった方が良いのではないかと思えます。

当然、審議会ですら議論するでしょうから、何らかの議論の内容について、やはり部会の方にも答申していただいた方が、この部会としてもやり易いので

はないかと思ひます。その点を、今後、対応していただければよろしいかと思ひます。

内容的には、特に問題ないと思ひます。

【事務局（課長）】はい、ありがとうございます。御指摘のとおりと私どもも考へております。

今回は、御殿場市の温泉審議会が、2月10日の開催予定ということでございまして、順番が入れ替わっております。先に許可が適当かという意見の方が出てしまうこととなりますが、御殿場市の担当者としては、こちらの意見を踏まえながら、御殿場市としてやっていただくこととなります。

少し、御殿場保健所で補足願ひます。

【事務局（御殿場保健所）】はい。市の審議会につきましては、県のように定例的にやっているものではなく、今回、事業者さんから土地の掘削申請という連絡を受けてから、まず委員を選定し、そこから日程を調整するというところで、どうしても、この県の審議会より後になってしまうのが実情です。

市の審議会では、県のこの審議状況について、確認するということになっておりますが、市は、あくまでも事業者に対しての行政指導という位置付けになっており、法的拘束力はないという意見を受けております。説明は、以上です。

【益子委員】追加でよろしいですか。

【伊丹部会長】はい、益子委員。

【益子委員】基本的には、市町意見というところの内容になると思われまひます。だから、市町の中だけで意見書を取りまとめるのではなく、外部の審議会で意見を取りまとめるということと思ひますので、それはそれで、すごく良いことと思ひます。

ただ、やはり順番的には、少しどうなのかと思ひます。ここで許可を出して、許可書が出て、そして、色々市としての条件が付くとなると、少しその整合性、例えば、県として何らかの条件付きで許可を出しているわけではないが、市の

段階で色々な条件が出るというところについては、先程説明があったように、市としての枠組みの中でやっていただければ、それはそれで良いのですが、何か少し違和感を感じるころではございますので、できれば、この部会の前に温泉審議会を開いていただき、市町意見として取りまとめたものを添付していただくと、一番良いのではないかと思います。

【事務局（課長）】 はい、ありがとうございます。今後の申請につきましては、なるべくそういった調整ができるよう、取りまとめさせていただきたいと思っております。御意見いただきまして、ありがとうございます。

【伊丹部会長】 他に、御意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の委員におかれましては、御異議のある場合は、挙手ボタンにてお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめるということとでよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【伊丹部会長】 はい。異議はございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案について事務局から説明願います。

【事務局（課長）】 はい。第2号議案につきまして御説明いたします。議案書の11ページをお開きください。

申請者は、東京都千代田区外神田の株式会社共立メンテナンスでございます。

申請地は御殿場市水土野で、一般地域でございます。具体的には、議案書の13ページに地図をお示してございますが、新東名御殿場インターチェンジから北西へ約1.8kmのところでございます。

議案書の11ページにお戻りください。掘削地は自己所有地でございます。

関係法令の制限につきましては、都市計画法、宅地造成及び盛土規制法につ

きまして、御殿場市と事前協議中であることを確認してございます。

申請の目的でございますが、新規の申請を行い、申請者が計画している温浴施設及び系列のホテルへ供給するものでございます。

掘削の内容でございますが、議案書の 15 ページを御覧ください。掘削の深度は 1,500m、最終口径は 100A となります。

議案書の 11 ページにお戻りください。掘削地付近の状況でございますが、付近の状況の欄に記載してございますが、200m 以内には源泉はございません。

御殿場市からの意見につきましては、第 1 号議案と同様に、御殿場市温泉審議会条例に基づいた審査を受ける必要があることを確認してございます。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。

事務局といたしましては、先程と同様に、議案書 3 ページの「掘削・増掘許可の条件」を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

【伊丹部会長】 はい、御説明ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様方、御意見を願います。Web 参加の委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。それでは、御意見を願います。

よろしいでしょうか。それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。

第 2 号議案につきましては、申請のとおり許可することが適当である旨、意見をとりまとめることとしてよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【伊丹部会長】 異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、第3号議案について、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい。第3号議案につきまして御説明いたします。議案書の17ページでございます。

申請者は、熱海市春日町の熱海東山温泉管理株式会社でございます。

申請地は熱海市春日町で、温泉保護地域でございます。場所の方は19ページにお示ししてございますけれども、熱海駅から東北東へ約268mのところでございます。

議案書の17ページにお戻りください。掘削地は共同所有地でありまして、全ての土地の所有者から同意を取得してございます。

関係法令の制限につきましては、特にございません。

申請の目的でございますが、既存の源泉が孔内ケーシングの破損等により、修繕工事が行えなくなってしまうということでございまして、近接地点に替掘を行うということでございます。

掘削の内容でございますが、議案書の21ページを御覧ください。掘削深度は355.76m、最終孔径は75mmとなります。

議案書の17ページにお戻りください。掘削地付近の状況、ほぼ真ん中の行でございますが、5つの源泉が所在しておりまして、全ての源泉管理者から同意を得ているということを確認してございます。

熱海市からの意見でございますが、当該地が第2種住居地域、第1種高度地区及び宅地造成等工事規制区域に該当し、お示ししている規制を受けるということを確認してございます。

また、本件につきましては、伊豆山温泉組合から、全会一致で承認する旨の副申書の提出を受けております。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。

事務局といたしましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可

して支障ないものと考えます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様は御意見を
お願いいたします。Web 参加の委員におかれましては、挙手ボタンを押して
ください。指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。それでは、
御意見ございましたらよろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】はい、益子委員をお願いします。

【益子委員】20 ページの説明をしていただいていると思われませんが、どれが
替掘の位置で、周辺にある源泉がどういう所有か、教えていただいてもよろし
いでしょうか。

【事務局（課長）】はい、分かりました。こちらの一番真ん中にある箇所が、掘
削地と替掘の位置と思われませんが、熱海保健所から説明をお願いいたします。

【事務局（熱海保健所）】はい。こちらの地図の「伊豆山-26 東山源泉」という
ところが真ん中辺にあります。こちらが替掘の位置になります。

【益子委員】周りに源泉が、いくつかありますが、これは自己所有の方ですか。
それとも、全く別の、要するに同意書をいただいているということでしょうか。
でしょうか。

【事務局（熱海保健所）】はい、そのとおりです。

【益子委員】よろしいですか。それでは、これは、あくまで今までも 1 本の源泉
で運用していて、それがダメになったので、替掘をするということでしょうか。

【事務局（課長）】はい。そういう認識であります。

【事務局（熱海保健所）】はい、そうです。

【益子委員】結構近いところに源泉があるので、替掘ですから、今までの影響が
あったとしても、今までの影響がなくなり、新たな源泉の影響が変わるかもし
れません。その影響が、大きくなるのか、小さくなるのか、そこをやはり注意
していただい方がよいのではないかと思います。

【事務局（熱海保健所）】注視していきたいと思います。ありがとうございます。

【伊丹部会長】他に、御意見いかがでしょうか。はい、正木委員。

【正木委員】ちなみに、新しく掘るところは、今の源泉から何 m くらいのところですか。

【事務局（熱海保健所）】はい。替掘をする地点は既存源泉から 0.7m（70cm）くらいの所を掘削する予定でおります。

【正木委員】ありがとうございます。

【伊丹部会長】正木委員よろしいですか。

【正木委員】はい。ありがとうございます。

【伊丹部会長】他に、御意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は挙手にてお知らせください。Web 参加の委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。

第 3 号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見をとりまとめることとしてよろしいでしょうか。

【委員】異議なし。

【伊丹部会長】異議なしということで、異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請につきましては、第 4 号から第 6 号議案までの 3 件について、一括して審議します。

それでは、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい。第 4 号議案から第 6 号議案まで、一括して御説明させていただきます。

第 4 号議案でございますが、議案書の 23 ページをお開きください。

申請者は、熱海市林ガ丘町の晴光荘温泉組合でございます。

申請地は、25 ページの地図の方にお示ししてございますが、熱海駅から北

西へ 427mのところをごさいますして、温泉保護地域ということをごさいます。
議案書の 23 ページへお戻りください。

今回の申請の目的をごさいまするが、既存の源泉の動力を、エアリフトポンプ
だったところを水中ポンプへ変更するものをごさいまする。

利用の目的をごさいまするけれども、組合員の施設に浴用として提供するもの
をごさいまする。

申請の内容をごさいまするが、議案書の 27 ページを御覧ください。5.5kW の
水中ポンプを地表下 ■■■ m の深さに設置し、毎分 ■■■ L を揚湯するというもの
をごさいまする。この揚湯量は、エアリフトポンプの装置に当たって取得した
当初の許可揚湯量と同じをごさいまする。

申請地付近の状況をごさいまするが、200m 以内に利用源泉が 8 本ごさいまする。
全ての源泉の管理者の同意を得ていることを確認してごさいまする。

地元の熱海温泉組合からは、支障ない旨の意見書もいただいております。

事務局としましては、申請どおり許可して支障ないものと考えております。

続きまして、次の第 5 号議案の御説明をさせていただきます。第 5 号議案
につきましては、議案書の 29 ページをお開きください。

申請者は、伊東市岡の富士商事株式会社をごさいまする。

申請地は、議案書の 31 ページの地図をごさいまするが、伊東駅から北へ 1.8km
のところをごさいまするして、温泉準保護地域ということをごさいまする。議案書の
29 ページにお戻りください。

今回の申請の目的をごさいまするが、掘削後の源泉に動力を設置するものをご
さいまする。

利用の目的ですが、申請者が経営するホテルに浴用として供給するものをご
さいまする。

申請の内容をごさいまするけれども、議案書の 34 ページを御覧ください。
5.5kW の水中ポンプを、地表下 ■■■ m の深さに設置し、毎分 ■■■ L を揚湯す

るものでございます。

申請地付近の状況でございますが、こちらは先程の議案書の 29 ページにまた戻ってください。議案書の 29 ページでございますが、付近の状況には、200m 以内に利用源泉はないということで記載させていただいているところでございます。

地元の伊東温泉協会からは、意義ない旨の副申書が提出されております。

事務局としましては、申請どおり許可して支障ないものと考えております。資料が色々ございまして、行ったり来たりで分かりにくく、申し訳ございませんでした。

続きまして、第 6 号議案の御説明をさせていただきます。議案書の 35 ページをお開きください。

申請者は、袋井市国本の株式会社マックスジャパンでございます。

申請地は、議案書の 37 ページの地図にございますとおり、川奈の駅から南西 1.3km のところございまして、温泉準保護地域になります。

議案書の 35 ページにお戻りください。

申請の目的でございますが、新規掘削工事が完了いたしまして、そこに動力を設置するものでございます。

利用の目的でございますが、申請者が営業する宿泊施設に浴用として供給するものでございます。

申請の内容は、議案書の 39 ページを御覧ください。11kW の水中ポンプを地表下 ■■■ m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分 ■■■ L を揚湯するというものでございます。

申請地の状況ですが、付近の状況としましては、200m 以内には利用源泉はございません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えてございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【伊丹部会長】ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様のお意見を伺います。御意見いかがでしょうか。

【益子委員】では、よろしいですか。

【伊丹部会長】はい、益子委員、お願いします。

【益子委員】34 ページに非常にきれいなポンプ設置図が描かれているので、そのことに関連してお聞きしますが、この形は、地下ピットの形式で、深さがそれほど深くないので、まあ良いのかと思っておりますが、少し私の色々な経験の中で、地下ピットで非常に深いのがありまして、地下ピットと言うより地下室みたいな造りで、なぜそのようにしたかと言いますと、結局、源泉の直上を駐車場とかそういったところに使いたいということで、このような地下ピットにするケースがすごく多いのですが、そういうことになると、やはり源泉管理がすごく疎かになります。例えば、そこに車が停まっている時、もちろんお客さんか何かの車が停まっている時に、何かトラブルがあった際に、すぐに確認できないということもありますし、あと、一番の問題は、このような地下ピットにすると、要するに水が溜まり、当然、溜まった水はポンプ等で排水するようにはなっておりますが、それが壊れると水が溜まります。溜まって何が悪いかと言いますと、溜まった水が源泉の中に入り込んでしまいます。だから、あまりよろしくない構造だと私は思っております、できれば地上部に置いて、保安上、周りを、できればブロックか何かで積み上げて蓋をするという方が、雨水等の排水も順調にいきますので、できればそのようにしていただきたいです。これは、あくまでお願いとしか言えませんので、いた仕方ないとは思いますが、そうしますと、すごく源泉管理もやりやすくなりますし、あと、当然、静岡県では、毎年1回温泉実態調査をやっておりますが、それもすごくやりやすくなるということもありますので、これは、是非、指導していただきたいと思っております。

あと、ついでに申し上げますと、この34ページの議案というのが、許可条件として許可量が出てきており、そうしますと、やはり量の管理がすごく大事になると思います。そういった中でいくと、流量計を設置している様子もないですし、あと、流量を確認するための、いわゆる流量測定用のバイパス管といったものの設置が、この図からは見られませんので、これも是非、御指導していただければと思います。特に、流量計を設置していただけると、今、バケツか何かで測っていると、大体3回ぐらい計って平均を取るのが、流量計が付いていれば、多分、指示が出ているはずなので、あとは指示だけでは少し不安なところもあるので、実測で確認しましょうっていうことにはなりますが、その場合に、先程言ったバイパス管があればすごく楽なので、これは是非、御指導の方をお願いします。特にこれは、許可量という観点も出てきているので、非常に重要なことと思います。

あと、もう1つ。やはり、温泉の場合、温泉の水位の測定が一番おざなりになっております。特に、静岡県で伊豆の場合には、かつてエアリフトがすごく多く、源泉のケーシングがそのまま揚湯管になっていたりして、基本的に水位が測れないというケースが多く、水位の測定がおざなりになったということがございます。ただ、今、このように、エアリフトから水中ポンプに切り替わって、しかもこの様子を見てみますと、ケーシングとの隙間が、結構ありますので、前にも少し申し上げましたが、水位計の設置は負担になりますが、こうやって新たにポンプを設置するとなれば、ポンプの価格が少し倍くらいになってしまうかもしれませんが、是非、水位計の設置をしていただければ良いかと思います。私もいくつか静岡県の温泉調査に行ってみましたが、特に、伊豆長岡、修善寺辺りですと、ものすごく水位が下がります。皆さん、結構、量が安定しているからいいやと思っていらっしゃるのですが、その分水位がものすごく下がっていて、その下がる水位をどんどん追いかけてながらポンプを深くしていきますと、エアリフトの場合、エア管を長くして、圧を大きくすれば出て

くるのですが、そのような繰り返しをするより、やはり水位をある一定水準に抑えておくようにしていくのが、一番資源保護になると私は思っています。そういう意味で、やはり水位の管理を、是非、行っていただきたいです。

非常に厳しい場合でも、34 ページに MA 電極って書いてありますが、これは、要するに、水位が下がりすぎたら切れて、あるところまで復帰したらポンプがまた再稼働するというリレーの電極なので、そうではなく、それにプラスアルファして、今、どのくらいの水位にあるかが分かる水位計を、是非、付けてもらえたら良いと思っておりますので、これもまた、是非、3 件共通でございしますが、見たところ全部、水位計は付けられる構造になっていますので、指導の方をお願いできればと思います。

だから、この許可条件の中で、可燃性天然ガス対策については温泉法の中に入っているので、書かざるを得ないですし、水位計その他については、確か温泉法の中には明記されておられません、ガイドラインではかなり細かく指導していると思いましたので、それを少し準用していただき、指導条件として、温度、量、水位といったところのモニタリングをしっかりと行ってくださいということを、どのタイプでも御指導していただける方が良いのではないかと思います。

【事務局（課長）】ありがとうございます。この第5号議案に関連しまして、色々御意見をいただきましてありがとうございます。今回の地下ピットがある事例につきましては、この扱いや管理の仕方について、熱海保健所が確認しておりますので、説明願います。

【事務局（熱海保健所）】こちらの第5号議案の件ですが、まず場所につきましては、益子委員がおっしゃったとおり、駐車場の真下に源泉がありまして、その駐車場がホテルのお客さんが頻繁に使う駐車場ということで、地上にピットを設置してしまうと、大体3.5台分のスペースがなくなってしまうということで、それは結構ホテル側にとってもなかなか損失が大きいということで、こ

ういった管理をしたいということでした。替掘以前の源泉についても、このような形で地下ピットで管理をしていたということで、その際は、日常的なメンテナンスであったり、年に1回の温泉実態調査も問題なく行えていたということで、今後も同様の管理をしていくということでした。

バイパス管については、こちらの源泉は設置 OK ということで、また引き続き、実態調査も行えるということですので、こういう形で説明させていただきたいという説明を受けております。以上です。

【益子委員】ありがとうございます。これまた1つ、注文を付けたいのですが、要するに、旅館にとって何が一番大事かということ、私は温泉（源泉）だと思っております。それを、やはりおろそかにしているというのを今のお話で痛切に感じます。車3.5台分の方が大事だとおっしゃっているわけです。やはり、それ以上に大切なのは、私は源泉だと思いますので、そこはしっかり管理をしていただきたいと思います。

皆さんは、あまり源泉の調査に行っていないかもしれませんが、4～50℃くらいあるところの地下ピットで、蓋を開けると何がいるかお分かりになりますか。色々なものがいて、とても入る気にならないところです。そういった意味で、やはり清潔感を保つためや、それから、源泉をなるべく、常に維持管理しやすいようにするという面でも、やはり地上設置ということ、私は是非、行っていただきたいと思います。

これ以上は申し上げませんので、よろしく願いいたします。

【事務局（課長）】ありがとうございます。今回の熱海の件ですが、バイパス管を設けて常時サンプリングを可能にできるような方向でお話もしていただいているということでございます。あと、御意見としていただきました、水位を確認する水位計でございますが、ガイドラインの方にそういった記載がありましたら参考にさせていただき、どういった形でできるのか、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【益子委員】 はい、よろしくお願いします。

内容的には、全く問題はございません。ただ、そういった注文を付けたいということがございます。

【伊丹部会長】 承知いたしました。

他に御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の委員におかれましては、御異議のある場合は挙手ボタンにてお知らせください。

事務局から説明のあった、第 4 号から第 6 号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【伊丹部会長】 はい。御異議もございませんので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

県におきましては、本日、各委員の皆様から出された貴重な御意見を、今後の温泉行政に反映していただきますようお願い申し上げます。

以降の進行につきましては、事務局にお返いたします。